

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第4回会合）

議事要旨

1 日 時：平成25年11月13日（水）17：15－18：45

2 場 所：総理大臣官邸

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子	政策研究大学院大学教授
岡崎 久彦	特定非営利活動法人岡崎研究所所長・理事長
葛西 敬之	東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長
【座長代理】北岡 伸一	国際大学学長・政策研究大学院大学教授
坂元 一哉	大阪大学大学院教授
佐瀬 昌盛	防衛大学校名誉教授
佐藤 謙	公益財団法人世界平和研究所理事長(元防衛事務次官)
田中 明彦	独立行政法人国際協力機構理事長
中西 寛	京都大学大学院教授
西 修	駒澤大学名誉教授
西元 徹也	公益社団法人隊友会会長（元統合幕僚会議議長）
細谷 雄一	慶應義塾大学教授
村瀬 信也	上智大学教授

（柳井 俊二座長は欠席）

・政府側

安倍 晋三	内閣総理大臣
菅 義偉	内閣官房長官
加藤 勝信	内閣官房副長官
世耕 弘成	内閣官房副長官
磯崎 陽輔	内閣総理大臣補佐官
杉田 和博	内閣官房副長官
谷内 正太郎	内閣官房参与
高見澤 将林	内閣官房副長官補
兼原 信克	内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、防衛省からオブザーバーが出席。）

4 議事概要

- (1) 安倍総理から、冒頭挨拶の中で、①国民の生存と国家の存立を守るのは政府の責務であり、このためにどのような手段をとるべきか、それは、第一義的には、外交・防衛上の政策判断である、主権者である国民の生存、国家の存立を危機に陥れることは憲法の要請するところではない、②国民の生命・身体・財産や国家の存立を脅かす事態は、今や世界中のあらゆる場所で生じ得るのであり、各国と協調して対応できるように法的な基盤を含めて万全な体制を築く必要がある、あらゆる可能性についてしっかりと守りを固めていくことは、抑止力となり、結果としてそういう事態を引き起こしにくくする効果もある、③我が国が責任ある国家となった今日、地域や国際社会の平和と安全の維持・回復を他国任せにして、自分のことさえしておけばよいというような依存心や甘えは捨て去る必要がある、公の国際秩序を支える努力をしなければ、国際社会から尊敬されることはなく、ひいては、自らの安全を損なうかもしれない、このような認識の下に、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲げ、多くの国から支持を得ている、といった旨の発言があった。
- (2) 北岡座長代理から、本懇談会は本年2月に再開されて以降今回が4回目になるが、この間「安全保障と防衛力に関する懇談会」が立ち上げられ、総理が国際協調主義に基づくより積極的な平和への貢献を打ち出された、国家安全保障戦略が徐々に固まりつつあり、防衛計画の大綱も議論も深まっており、また、国家安全保障会議（NSC）の設立は実現に向けて前進している、こうした政策が非常に有機的に結合されつつ進められていることは大変心強いことであり、その中で安全保障の法的基盤をどうするかという問題を見直すことの重要性が更に高まってくる、といった旨の発言があった。
- (3) 兼原内閣官房副長官補から、【配布資料】「安全保障の法的基盤に関する従来の見解について」に沿って、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に伴う集団的自衛権等に関する従来の政府等の見解について説明があった。
- (4) 続いて、あるべき新しい憲法解釈について議論が行われ、概要以下のような発言があった。
- 個別的又は集団的自衛権を行使する自衛隊部隊の活動の場所に地理的な限定を設けることは適切でない。集団的自衛権は権利であって義務ではなく、行使しない自由ももちろんある。

- 本来は集団的自衛権の行使の対象となるべき事例について、個別的自衛権を「拡張」して説明することは、国際法に対するチャレンジであり、そういうことはすべきでない。
- 例えば、周辺事態、PKOや国連安保理の承認を得た多国籍軍への参加、世界各地で活躍している在外邦人の救出の問題、我が国の生命線であるシーレーンの安全確保といったような、我が国の安全保障、国民の生命・身体に重大な影響を与える事態は、集団的自衛権、武力行使との一体化、国連の集団安全保障のいずれかに関わる問題であり、こうした具体的な事例を強く訴えて説明していくべきである。
- 集団的自衛権の行使を認めるためには憲法を改正すべきではないかという意見もあるが、そもそも憲法には個別的自衛権や集団的自衛権についての明文の規定はなく、個別的自衛権の行使についても、我が国政府は憲法解釈を固めることによって認められるとした経緯がある。そうであれば、個別的自衛権に加えて集団的自衛権の行使が認められるという判断も、政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能であり、憲法改正が必要だという指摘は当たらない。
- 従来 of 憲法解釈は、一つの解釈ではあっても、必ずしも合理的でないものであったし、安全保障環境が厳しくなったという現状に鑑みて変更するのは正当である、という考え方もある。また、従来 of 憲法解釈はやはり国内的なものであって国際法的な観点とのすり合わせというが十分行われてこなかった、ということもあるかと思う。
- 安全保障の法的基盤の再構築のために従来 of 政府解釈を変更する前に、まずこれまでの解釈のどこが問題なのか、そもそも間違っていたのか、それとも不十分であったのかを明らかにする必要がある。
- 本懇談会での検討は、本来日本の安全保障法制に不備がないかどうかを検証するためのものであるが、一部世論では、戦後日本が一貫して守ってきた平和主義を守るべきか捨てるべきかという全く違った土俵の上で議論がされてしまっている。本来の、安全保障法制に不備があるかないかという観点から考えるべき。

- 今までの平和主義を大転換して戦争する国家になるかのような誤解をされないように、解釈の変更は、これまで行ってきたことを変えるためではなく、より良く実効的に行うためのもので、日本の戦後の平和主義は変えない、憲法の本質は守るといったことは明確に打ち出すべき。
- 国連安保理決議に基づく集団安全保障措置等が、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」といった憲法の規定や趣旨と齟齬するということが絶対ないというわけではない。政策上集団安全保障への参加の有無を決定するに当たっても憲法上の判断というものがやはり加味されるべきである。「切り札としての憲法」は手元に保持し、我が国の主体性を確保しておくべき。
- 集団安全保障の問題やP K Oについては、憲法第9条の個別国家の武力行使とは次元が違うということを明確に示す必要がある。集団安全保障とかP K Oについても様々な議論があったが、日本として、冷戦終結以降20年間集団安全保障やP K Oに関わってきたこれまでの実績、経験を踏まえて、もう一回憲法解釈の整理をし直す必要がある。
- 戦後の憲法解釈は、憲法上の国際協調主義の本質と、紛争に巻き込まれたくないという不介入主義の一国主義的な平和主義の本質との間の揺れ動きだった。50年代、60年代は、政府が武力行使を伴う国連平和協力活動への参加を容認していた時期もあり、国連の要請に基づいた国連安保理決議に基づいた平和協力活動に対しての参加というものは積極的に解すべきである。
- 国連憲章第51条に規定される個別的及び集団的自衛権は、英語の“inherent right”の和訳で「固有の権利」としているが、仏語の正文 (le droit naturel de legitime defense, individuelle ou collective) から分かるとおり、これはすなわち自然権であって、憲法の下に締結、批准された国連憲章第51条は、日本が自然権として集団的自衛権を持つことを認めている。実際の運用上、集団的自衛権を行使可能とするためには、報告書に「日本は国家として集団的自衛権を有する」ことを明示すべき。
- 集団安全保障や集団的自衛権の議論が解決すれば、一体化論の前提がなくなり解消されることになるが、議論の整理として、一体化論という考え方は廃止するというのを報告書に明示した方がいい。

- 現在、フィリピンの台風への対応で緊急援助隊が派遣されている。仮に自衛隊が派遣されたとして、治安が悪い中、緊急援助隊が現地の野盗等に囲まれた場合、現行法制上自衛隊は緊急援助隊を救出することができるのか。現在の法制に欠陥があるかないか、早急に検討すべき。

- 「武力攻撃に至らない侵害」への対応が最も困難な論点。議論の筋道として、まず「武力攻撃に至らない侵害」に対して国際法上自衛権行使が許容される場合と法執行活動として行う場合を峻別した上で、自衛隊法等国内法の整備の問題を論じるべき。

以上